



平成 22 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 アサヒホールディングス株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 寺山 満春
(コード番号 5857 東証第 1 部)
問合せ先 取締役企画管理本部長 田辺 幸夫
(TEL.03-6270-1833)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 16 日開催の当社第 1 期定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとして下記の要領で新株予約権を発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して交付する株式は、当社自己株式を使用する予定としております。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、企業価値の向上と経営体質の更なる強化を図ることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社子会社の取締役、執行役員および幹部従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 202,000 株とする。

新株予約権 1 個につき、その目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または併合を行う場合、その他付与株式数の調整をすることが適切な場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1 株未満の端数は切捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整する（1 株未満の端数は切捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,020 個とする。

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。

(5) 新株予約権の割当日

平成 22 年 7 月 9 日

(6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して払込みをすべき株式 1 株あたりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）、または割当日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

①当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または併合を行う場合、その他払込価額の調整をすることが適切な場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株あたりの払込金額」を「1 株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

③当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

平成 24 年 7 月 10 日から平成 27 年 7 月 9 日まで

(8) その他の新株予約権の行使の条件

①新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、別途取締役会の承認がない限り認めないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、

当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職した場合など、当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りでなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとする。

③上記のほか、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

当社は、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、または株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を受ける必要がない場合には、当社取締役会）で承認された場合において、取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上